

入院時の食事負担等について

入院時の食事療養費は1食あたりの負担となります。

住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することによって、入院時の食事費用が減額されます。（ただし、申請については入院となった日の属する月内に行う必要があります）

なお、当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。

・食事の提供時間 朝食：8時頃 昼食：12時頃 夕食：18時以降

入院時食事療養費の標準負担額（1食あたり）

自己負担区分		負担額
一般の方		490円
指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等（＊）		280円
住民税非課税世帯	90日までの入院	230円
または低所得Ⅱ（＊＊）	90日を越える入院	180円
低所得Ⅰ		110円

＊ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定する指定難病の疾病によりご入院されるの方、「児童福祉法」に規定する小児慢性特定疾病児童等の方が対象となります。

＊＊ 低所得Ⅱとは、同一世帯の世帯主・国民健康保険加入者が住民税非課税の場合で、70歳以上の方が対象となります。

＊＊＊ 低所得Ⅰとは、同一世帯の世帯主・国民健康保険加入者が住民税非課税の場合で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる場合で、70歳以上の方が対象となります。

詳しくは、加入している医療保険の保険者までお問い合わせ下さい。

香川労災病院